

すこやかに

NO. 2 4月号 R5. 4. 18



新年度が始まって10日がたちましたが、お子様は元気に過ごせていますか。そろそろ、今まで緊張していた分の疲れが出やすい時期です。早めに休養をとらせて、疲れを残さないように気を付けてください。まだ感染症の心配もありますので、朝の検温を忘れずに行い、規則正しい生活を心がけさせてください。



日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」とは！

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、学校にいる間や登下校中、校外学習中に起こった事故がもとで、けがや疾病が発生した際に、その医療費（薬代も含む）や見舞金を給付金として保護者に支払う制度です。

手続きが簡単で、掛け金は半額を市が負担します。保護者負担額は、460円となります。

* 災害共済給付契約について、在学中は、加入することにすでに同意いただいています。

* 共済掛金（460円）の集金は、口座引き落としとさせていただきます。

学校でけがをして病院にかかった時は・・・

学校管理下のけがについては、日本スポーツ振興センター災害給付の対象となります。

- * 「学校管理下」の範囲には、部活動及び登下校中も含まれます。
- * 対象となるけがは、初診から治癒までの医療費総額（医療保険で言う10割分）が5000円以上のけがです（保険証を使つての支払額が1500円以上のもので）。
- * 保険診療外の治療は対象になりません。（例）歯の矯正や漢方医療など
- * 整骨院での保険診療も対象になります。
- * 病院で書いてもらった用紙を学校に提出してから給付金のお渡しまで2か月から3か月かかります。
- * 1か月毎に書類の提出が必要になりますので、月をまたいでの治療時は養護までお知らせください。



スクールカウンセラーの
〇〇 〇〇 先生

来校日時は
5月12日（金）
5月26日（金）
9:00～15:00

スクールカウンセラーに相談してみませんか？

今年度も昨年度に引き続き、〇〇 〇〇先生がスクールカウンセラーを担当していただきます。来校は月に1～2回になります。

児童生徒のみなさんはもちろん、保護者の方からの相談も受け付けています。普段抱えている悩みや聞いてほしいことなど、カウンセラーの先生に相談してみませんか？

面談を希望される方は、予約が必要になりますので学級担任もしくは養護教諭までご連絡ください。